

議会改革推進会議会議録

平成24年12月4日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 平成24年12月4日(火) 午前9時16分～午前9時43分
- 2 開催場所 第2・3委員会室
- 3 出席議員
会 長 櫻井清蔵
副 会 長 坊野洋昭
高島真 新 秀隆 尾崎邦洋
中崎孝彦 豊田恵理 森美和子
鈴木達夫 伊藤彦太郎 前田耕一
中村嘉孝 宮崎勝郎 片岡武男
宮村和典 前田稔 服部孝規
小坂直親 竹井道男 大井捷夫
- 4 欠席議員 福沢美由紀 岡本公秀
- 5 事務局 浦野光雄 臼井尚美 松村大 新山さおり
- 6 案 件
1 検討部会員の選任について
2 検討部会における協議結果について
3 その他
- 7 経 過 次のとおり

午前9時16分 開 会

○会長（櫻井清蔵君） それでは、ただいまから議会改革推進会議を開催いたします。

まず1としまして、検討部会員の選任についてでございますけれども、これまで部会員については、平成23年8月19日の議会改革推進会議において、部会員7名が選任され、また同年11月11日に小坂議長の就任により前田 稔議員に変更する確認をいただき、2年任期ということで現在に至っております。

しかし、先般の役選に伴いまして、検討部会員に変更が生じることになりました。検討部会員は、各会派の所属議員数に応じた選出基準により選出することになっており、11月22日の代表者会議におきまして各会派から報告をしていただき、緑風会は坊野議員から宮崎議員に、ぽぷらは私櫻井から鈴木議員にそれぞれ検討部会員を変更するという報告がありました。

そこでお諮りをいたします。

議会改革推進会議規定に基づき、以上の2名を検討部会員にそれぞれ選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（櫻井清蔵君） ご異議なしと認め、宮崎議員、鈴木議員をそれぞれ検討部会員に選任することといたします。

ご両名にはよろしく願いいたします。

次に2といたしまして、検討部会における協議結果についてでございます。

今まで検討部会においてさまざまな協議をしていただけてきました。その協議された経過、並びに決定された事項のうち、本日は各種審議会等への議員派遣について竹井部会長から報告をしていただきます。

竹井部会長、よろしく願いいたします。

○部会長（竹井道男君） お手元に今資料を配付させていただきました。

理事者から出ております審議会等への議会の議員の派遣について。それからあと、ぎょうせいと自治日報社による資料、最後に各種審議会・委員会一覧表というのをお手元に配付いたしております。

実は、今議長からもお話がありましたが、今年の4月から各種審議会または委員会等への議員の派遣についてということを検討部会で検討してまいりました。4月と5月、8月、最終11月まで検討を重ねまして、一応11月の段階で各種審議会・委員会等への議員の派遣については、基本的には派遣をやめようということで検討部会のほうでは結論に至りました。

これをテーマに上げたのは、いろいろこれまでも議員の方から各委員会の派遣についてご議論、ご意見がございましたので、検討部会でテーマを上げてそういう結論に至りました。それを受けて新しい、ちょうど役選のときでしたので、新議長になって理事者のほうに派遣しない旨の申し出をさせていただきました。そういう意向があるということの申し入れをしていただきました。

その結果、お手元にある審議会等への議会の議員の派遣についての見解、理事者からの見解が示されて代表者会議でご報告がございました。ただ、その代表者会議の中で細かな内容を検討部会ではなくて、推進会議の中で報告はしていないではないかというふうなご発言もあって、議長のほうから、きょう私のほうから少しその経緯なり内容について説明をせよということでありましたので、今から簡単に報告をさせていただきます。

お手元の2枚目の資料にぎょうせいの見解と見解を示したものの、それから3枚目に6月13日の会派代表者会議で示されました自治日報社の議会運営の実際というものがございませう。ちょっとそれをかいつまんで私のほうから説明をさせていただきます。

まず、ぎょうせいにつきましては、現在コンサルタント契約を結んでおりまして、議会改革の検討部会で議論をする内容について、不明な点等については調査をしていただくようなコンサルタント契約がございませう。そこで、これもぎょうせいのほうにお願いをして見解をいただきました。ちょっと簡単に私のほうから説明をします。

委員会や審議会への議会からの議員派遣については、二元代表制度の視点、議会の役割、行政への監視評価の視点、議決を伴う案件での視点等を勘案する必要があるとのことだす。特に議会基本条例を策定している議会ほど改善検討が進行しているとのことだす。この背景としては、議会基本条例に議会の役割を定義したこと。亀山市議会ですと第4条で議会運営の原則、それから理事者側に議論における資料の提出を求めている。これは10条、市長の提案説明、そういうところが規定してございませうことから、議会の議論の前段となる政策議論に議員が加わるべきではないとの議論が多くなっている。そのこともあって、基本条例制定を理由に執行部側への議員の派遣を中止した団体も出ているということだす。

特に条例を制定した議会は、今言いました議会の役割を明確に定義して、有権者に広く周知、アピールをしているから、そういうこともあって執行部側の組織する審議会や策定委員会等にはかかわるべきではないということの見解だす。

しかし、議会は審議会や策定委員会等において議論された内容を知る必要はあって、またその内容を確認した上で、執行部側がまとめた案に対して委員会等での議論が反映されているのか、住民の声が反映されたものになっているのかを検証して、またその計画等の進捗を議会全体で監視評価していく責務があるというふうなこともつけ加えてございませう。

それから、自治日報社の議会運営の実際でも、審議会等への委員の派遣は就任しないことが望ましいとしております。これは、議員が委員として参加した審議会等の答申等を参考にして、長が議案を作成し議会に提案したときに、委員となった議員は議案審査では質疑がしにくいことになりやすい。それから他の議員も、ほかの議員が参加をして策定した議案の審査には若干遠慮がちになるようなことだす。これでは、議員が委員に就任することで議会の審議権を抑制することも出てくるということだす、議会の役割を十分果たせなくなる。

委員に就任するということは、議会の監視権、審議権行使に支障があることから、最近は法令に定めるものを除き、委員を辞退する議会が多くなりつつある。そんなふうな見解も示されておりまして、検討部会のほうでも多くご意見をいただいた中から、今回基本的に派遣を中止すべきだろうということだすを言われました。

あと、議論をまた重ねていく必要があるということだすでは、委員派遣を中止した場合に、ぎょうせいのほうへも問いましたが、内容を知る、どんな内容でまとめてきたのか、そういう議論をどこかでやっていく必要があるかと思ひます。ですから、計画や審議会の内容にも議会の関与ということが、これも平行して議論はしておりますけれども、まだ結論が出ておりませうので、この辺についても今後執行部側とは議論を重ねていく必要があるんじゃないかなと、そんなふうにご考へております。

そういう内容を受けて、今お手元に示されました理事者側からの議員派遣についての見解が示され

ております。実は、これは一番最後にこの表がついていますけど、ちょっと見ていただきますと、1番、2番については法で必置となっておりますので、都市計画審議会と民生委員推薦会というのは、市の条例じゃなくて法で必置とされていますので、これは拒否できない。

それから3番から9番までについては、市議会とか市議会議員というのが市の条例にうたい込んであります。それが7つあります。

それからその次に、10番から12番、公益とか識者というところですが、議員とは明記はされておられません、公益とか識者というところで任命されています。

それから土地開発公社、これは副議長がこれまで行っておりましたが、これは市長が任命をするということで、大きく3つに分かれております。

その中で、10番から13番のうち、社会福祉協議会と行政改革推進委員会は代表者会議において派遣をしないことで、これは決定がされております。あと残っておりますのが、国保の運営協議会と土地開発公社です。それから市議会とか市議会議員と書いてある上の7つでございます。その中から、今回理事者側から3番の総合計画審議会、5番の森林管理協議会、6番の農業振興地域整備促進協議会、7番の農業再生協議会、それから10番の国保運営協議会、13番の土地開発公社、これについては継続して出していただきたいということでの通知が来たということでございます。

今、特にこれの見解を示さなければならぬだろうということで、少し事務局と私のほうで見解まとめをやっている最中ですが、12月議会が入ってまいりましたので、早急にこの内容をまとめた上で、また改めて検討部会で考え方を提示して、確認した上で理事者のほうに再度こういう考え方から出さないんだというふうな見解をまとめるべきだろうというふうに私のほうは考えておりますので、またこれは議長と相談をして皆さんのほうにもこういうことだから派遣はしないんだということの見解をまとめたいと考えております。

それと7つのうち4つですので、3つはもう来なくていいよということで市も判断したということで、それからいけば若干進歩はしたのかなというふうな感じです。

それから、総合計画審議会が書いてあります、理事者側からこれを出してくれと。ところが、これは法で総合計画をつくるということとはなくなりました。ですから5年後に亀山市が基本構想をつくるかどうか、今の段階では見解が示されておられませんので、この間、私が質問したときには、まちづくり基本条例にそれを入れるかどうか、今後検討するような答弁でしたので、基本構想をつくると市が明記したときに、これは行える議論だと今の段階で派遣をする必要もないし、派遣をしてくれという市のほうにも問題があるかなという考えであります。これはまた改めて説明をさせていただこうと思います。

そういうことで、少なからず何個かは行かなくていいよというふうな見解をもらっておりますので、そういう意味では何がしかの効果はあったのかなというふうな判断です。

最後に、全部なくしたときに、やはり今まで何がしか議員の方の派遣をしていただいて、計画の議論の中には参画をしておりましたので、その辺の部分が何らかの形で議会としても関与できるような形をできないのかということ、あわせて平行して議論していく必要がある。全く無視するのではなくて、関与できるのであれば何がしか関与できないのかという議論もまた検討部会のほうで少し議論を今後進めさせていただこうというふうに考えております。

ちょっとあっちへ行ったりこっちへ行ったりの話になりました。結論を言うと、基本的には派遣し

ないということ。それを理事者へお話を持っていったら、この部分だけは今後も派遣してほしいという申し出がございましたので、今見解をまとめているところでございます。まとめれば、また検討部会として議長のほうの了解がとれば、また推進会議の中でその見解についての報告をさせていただいて、また再度、理事者側との折衝は議長さんのほうでどのようにしようというふうなところですよ。

以上で、そういう状況がこの半年間の議論の経過でございますので、報告をさせていただきました。

○会長（櫻井清蔵君） どうもありがとうございました。

ただいまの竹井部会長から報告がありました件について、何かお聞きしたいことがございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

○会長（櫻井清蔵君） ございませんか。

今、報告をしていただいた中で、より一層検討部会のほうでもう一度精査をしていただいて、そしてその結果を改めて皆さん方にお示しをさせていただきたいなと思いますので、部会長さんにはご苦労ですけど、よろしくをお願いします。

その他、本日の推進協議会の場で何かございましたら、ご発言をどうぞ。

宮村議員。

○16番（宮村和典君） 資料のうち、何の資料かということ、執行部の検討会議が11月15日、総務部長名で検討した結果、参画する旨のそういう文言が①から⑤まであって、確認なんですけど、出席者の中で部長、あるいは用地は室長で十分なんですけど、なぜ上水道は部長が出席していないのかな、この点だけちょっと教えてもらっていいですか。

○会長（櫻井清蔵君） 私からは答えようがないんですけども、一遍それは竹井部会長なり、私なりで事務局を通じて確認して、宮村議員にご報告させてもらうということであきませんやろか。

宮村議員。

○16番（宮村和典君） 別に渡邊主査がしっかりしてみえたらこれで十分なんですけど、何で部長だけ、文書を受けられたときにその辺のところは確認されなかったんかどうかなと、一々報告は要りません。

○会長（櫻井清蔵君） 市長から文書をもらう場合には、最終的な決断やということになるので、それを広森部長から一遍こういうような形でどうでしょうかということに打診を受けたんですよ。だから部長で、櫻井市長から市長名でこの文書をもらうと、行政としてはこの文言の中で1から5までは何としても出していただきたいという思いがありますので、市長から対決する意味はないんですけども、とりあえず総務部長名で総務部長らが行政内で協議してこういうような結論が出たと。だから、私どもの推進委員会のほうに、また部会のほうに問題を投げかけてもらったというふうにご理解をしてもらって、あきませんやろか、それで。

宮村議員。

○16番（宮村和典君） 大きな意図的な意味では、何らどうのこうのいいです。ただ出席の中で、みんな部長が入っているのに何でこだけ室長が、検討会議、都合が悪かったのかどうかはいいんですけど、文書を受け取ったときにその辺の確認はされなかったのかどうかだけ僕は気になるんですわ。

○会長（櫻井清蔵君） 私も文書をもらったときに、3月にこの条例を改正してもらう分が出てくるんですわ、今の竹井部会長からも報告があったように、早急に事を進めていかんらんことがあるん

ですわ、条例改正で。特に3から9までですか、それから最後の13ですね、土地開発公社ですな、この部分ですが、早急に結論を出さんと、そのまま条例が生きておったら出さんならんやろうと。前議長からも申し送りを受けたんやけども、速やかにこの条例を改正せんならんので、一日も早くやっってくださいということを強く申した結果、今ご指摘のあった出席者、古川企画部長から桜井法制執務室長までのメンバーで協議して広森部長名で私のところへ持ってきたと。それは私どもから投げかけて、ずうっと推進会議の検討部会で協議してもらった結果を市長に投げかけたら、市長の命で行政内で協議されて、その返答がこの経緯です。

結論的に5つの部分だけは何とか議会から出してもらえんやろかという結論を彼らは出してきたわけです。だから、これをもう一遍竹井部会長にお願いして、もう一遍部会で詰めていただいて、そして何らかの了承をもって、行政のほうへもう一遍返さんならんわけですわ。そういうように手続はするが放っておくわけにはいきませんもんで、その経緯を一応きょうの全員の推進会議で皆さんにご報告させていただいて、そういうふうな中で理解された中で部会長さんをお願いして、部会内で物事を前向きに進めていくというようなことを進めていきたいので、時間をとらせていただきました。そういうふうにご理解していただけないでしょうか。

竹井部会長。

○部会長（竹井道男君） ぎょうせいと打ち合わせをしたときに、極端には勝手に条例の修正をかけて改正の条例をつくろうかということ saying していたんですけど、議会で出せますので、余りそういうことをやると、理事者側から議会の条例に手を突っ込まれる。だから、余りそういうのは得策ではないというふうに言われました。

そういうこともあって、11月2日に派遣を基本的にやめようというふうになったんですけど、その後の調整は議長も入っていただいて、少し私のほうのベースくらいで調整をしながら、円満にここは何とか出さないとというふうな動きをとりたい。

ただ、さっきも言いました7つのうちの3つはもう要らないというふうに返事が来たということは、それなりの効果はあったというふうに思っておりますので、宮村議員には悪いんですけど、別に誰がどんな議論をしようが、こっちはそれを打破する内容を皆さんと一緒につくらなければならないと。論破するとか、向こうの意見を覆すような内容でお渡しして、わかりましたというようなものを、やはり皆さんと一緒にもう一回まず検討部会でつくって、そこでまた皆さんの意見をいただいてつくっていききたいというふうに思います。そうすると向こうもしようがないですねというものを議会が示さないと、力づくでやってもしこりが残りますので、もうちょっとお時間をいただきたいとします。

○会長（櫻井清蔵君） どうぞ、鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君） ちょっと確認させてください。

市の条例の中で、3番から9番まで各種派遣委員に対する明記がされた中で、我々が今こういう議論をしているから出さないということによろしいのかな。むしろ出しておきながら、改正後に派遣をしないという形が正当ではないかという意見に対してどうお考えですか。

○会長（櫻井清蔵君） 鈴木議員、もう一遍言ってください。意味がわからん。

とりあえず任期が来たら出しておくと。出しておいて意見が一致したらそこで派遣をとめるということですか。

○8番（鈴木達夫君） 済みません、今議長がおっしゃったとおりなんです。今、条例で明記されて

いる議員を、言ってみれば放置している状態がどれくらい許されてくるのかと。考え方として、とりあえずという言い方は適当ではありませんけれども、条例にのっとって議員を出し、そして条例が改定をされたら派遣議員をなくすというのが正当ではないかというような思いもしているんですけども、これは法的に大丈夫なんでしょうかという確認です。

○会長（櫻井清蔵君） 竹井部会長。

○部会長（竹井道男君） これは代表者会議でちょっと議論して、今のところ出さないことを留保すると。この前、三重県議会の改革会議の中の資料に辞退するというような文書も入っていましたので、今、事務局には一遍三重県の県議会の動きをちょっと確認してくれと言ってあるんです。辞退という言葉が入っていましたので、指名は来るけど辞退いたしますというふうなことが可能なのかどうかも、今調査をしております。

ただ、見解書はきちっとまとめて、皆さんの声も入れて、それをぶつけてみないと。向こうが納得すればゼロですけど、納得するような見解書を議会側がまとめておく必要があるんじゃないかと。もう少し時間をください。その間は、たしか代表者会議の話では留保する、派遣は一旦留保すると。私が見解書をつくって皆さんの承認を得て出すまでは派遣はしないということになっていると思いますので、留保でいいんじゃないかと思います。

○会長（櫻井清蔵君） 基本的には、先ほどの部会長からの説明がありましたように、3から13までの11項目の部分で、本当に出してくださいと言ってきたのは5項目ですので、結局、向こうには議会からは出していただけんやろうというふうに、その中の見解をお手元に配らせていただいて、その内容について、どういうふうにやっていくかというようなことを部会のほうで再度協議していただいて、また部会長から報告をしていただくというふうにしたいと思います。

片岡議員。

○15番（片岡武男君） 検討部会の委員でもないんで、一番初めに土地開発公社、これにこういう文面が出ておりますけれども、私も監査をしておったときに、何でこんな土地が必要やったんか、それを監査で認めてしまった、終わっておるので。そうすると、そのときの監事は1年前の人やで、なぜこんな土地が必要やったんやというようなことが出てきたときに、そうやで僕は土地開発公社も必要やと。僕らが責任をとらんらんような、こんな土地を買うのやったら、もう必要ないと言ったことはあります。

それともう1つは、昔は農業委員は議会から選出されてましたね。そうやで僕はこの農業関係とかその辺も必要ないと。それやったら昔に戻って農業委員も議員から出してもいいのと違うか、それは私は意見として申し上げておきます。

○会長（櫻井清蔵君） 意見として承って、部会長さんもお見えになりますので、その意見については検討部会のほうでこういう意見があったということは、皆さんもお聞きしてもらってありますので、また協議をしていただきたいと思います。

ただ、過去の経緯で農業委員会に出さないというのは、その経緯はよくご存じですし、私見を述べたら怒られますけれども、検討部会でご協議いただきたいと思います。

部会長にはえらい申しわけないですけども、よろしくお願いします。それでよろしいですね。

（「はい」の声あり）

○会長（櫻井清蔵君） それでは、他に何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長(櫻井清蔵君) なければ、以上で議会改革推進会議を閉会いたします。

午前9時43分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 24 年 12 月 4 日

会長 櫻井清蔵